

三春町高齢者社会参加ポイント制度

三春町在住の65歳以上の方（要介護認定を受けていない方）がボランティアや健康づくり活動等を通して、生きがいをつくと共に、介護予防によって健康寿命を延ばすことで、いきいきとした地域社会を目指すことを目的としています。皆様の積極的な参加をお待ちしています。

1 介護施設活動型

町指定介護施設にてボランティア（裏面のとおり）

- ・レクリエーション指導
- ・お茶出し
- ・配膳・下膳
- ・話し相手
- ・草取り、草花手入れ



※1回（1時間以上）100P ※1日につき200Pまでが限度です

2 介護予防参加型

- ・町の集団健診、施設健診、人間ドック等（500P）
- ・町歯周疾患検診、後期歯科健診（300P）

- ・町健康づくり講座
 - ・まちづくり協会主催健康づくり活動
 - ・介護予防指定団体（サロン等）の活動
- ※1回参加するごとに100P



3 団体参加型

- ・老人クラブ活動
 - ・高齢者学級活動
 - ・町ゲートボール協会主催大会参加
 - ・町グランドゴルフ協会大会参加
- ※1回参加するごとに100P
- ・町シルバー人材センター登録
- ※年1回登録100P



◆手続き方法 : 三春町保健福祉課の窓口または電話で申請の手続きをして下さい。

◆ポイントの付与 : 参加する活動の際に、ポイント手帳を提示してください。

ポイントの付与期間 : 1月1日から12月31日までの1年間

◆ポイントの交換 : いずれか1つと交換になります。（最大5,000円までの交換）

①みはるカード電子マネー(100P単位)

②みはるプリペイドカード(500P単位)

③タクシー券(500P単位)

◆問い合わせ先 : 保健福祉課 介護保険グループ 電話 0247-62-3166

介護施設活動型ボランティア受入施設一覧

No.	施設名	所在地	電話番号	受入活動内容						区分
				①レクリエーション指導	②お茶出し、配膳・下膳	③散歩、外出	④話相手	⑤施設職員活動補助	⑥草取り、草花手入れ	
1	三春町通所介護事業所	字南町1	62-8586	●	●	●	●	●	●	デイサービス
2	三春デイサービス機能訓練センター	八島台七丁目5-17	62-0010	●	●		●			デイサービス
3	なごみの里デイサービスセンター	字御免町176-1	62-0753				●	●	●	デイサービス
4	デイサービスセンターきずな	熊耳字上荒井82-1	62-0755				●	●	●	デイサービス
5	L-CUBデイサービス三春	山田字クルマヤツ15-2-2	61-6610	●	●	●	●	●	●	デイサービス
6	三春南東北リハビリテーション・ケアセンター	山田字クルマヤツ3-3	61-2511	●	●		●	●	●	通所リハビリ
7	なごみの里グループホーム	熊耳字上荒井82-1	62-1777			●	●		●	グループホーム
8	グループホーム みはる	字一本松26	62-0211				●			グループホーム
9	グループホーム ほほえみ	字小浜海道38-4	62-1311	●	●	●	●	●	●	グループホーム
10	グループホーム は～とらいふ三春	平沢字担橋140-3	61-6541		●		●	●	●	グループホーム
11	あぶくま荘	字六升蒔68	62-6066	●			●		●	特別養護老人ホーム
12	ほほえみの里	熊耳字神山287	61-5622	●	●	●	●	●	●	特別養護老人ホーム
13	三春南東北リハビリテーション・ケアセンター	山田字クルマヤツ3-3	61-2511	●	●		●	●	●	老人保健施設
14	ほほえみの里	熊耳字神山287	61-5622	●	●	●	●	●	●	小規模多機能型居宅介護
15	は～とらいふ三春	平沢字担橋140-3	61-6541		●		●	●	●	小規模多機能型居宅介護
16	三春町敬老園	字六升蒔50-1	62-3618	●	●	●	●	●	●	養護老人ホーム

【介護施設活動型の注意事項】

- ① 活動される方のボランティア保険は、町では負担しません。万一の事故に備え、ボランティア活動保険への加入（窓口：三春町社会福祉協議会）をお勧めします。
- ② 施設内で活動するうえで知り得たサービス利用者等の個人情報（名前・氏名・心身や家族の状況など）は、決して第三者に口外してはいけません。友人や知人はもちろん、家族にも話してはいけません。また、ボランティアを辞めた後も同様です。利用者のプライバシー保護をお願いします。
- ③ ボランティア活動は、事前に受入施設の担当者と日程調整のうえ、活動内容を確認してください。
- ④ 受入施設に事前連絡をしないで、一方的に訪問して、ポイントを要求することがないようにお願いします。

【活動ポイントの交換の手続きについて】

- ① 活動ポイントは毎年2月末日までに、ポイント手帳に住所・氏名を記入し、保健福祉課窓口でポイント交換の申請をお願いします。（対象者に別途通知します。）
- ② 申請後、活動ポイントの交換品を申請者に交付します。
- ③ 年間で1,000ポイント未満の場合は、引き換えできません。
- ④ 介護保険料に滞納がある場合は、活動ポイントは換金できません。
- ⑤ 活動ポイントを翌年へ繰り越すことはできません。

